

事業番号：3 省エネ家電製品購入促進補助事業（主要事業）

予算額	財 源 内 訳							(単位：千円)
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
7,000 千円					4,000			3,000

○事業の目的・効果

地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげるため、省エネ性能に優れた家電の購入にあたり、補助金を交付するもの。

○事業の内容

電気の年間消費量が多い家電製品の中から4品目に対して購入補助をするもの。

1 対象家電

エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・照明器具

※ただし、省エネ基準達成率100%以上のものに限る

2 対象者

- ・申請時において市内に住所を有する（住民登録をしている）人
- ・岩倉市税の滞納がない人
- ・過去に本人もしくは同一世帯員が当該補助金の適用を受けていない人

3 補助額

- ・上限1万円
- ・設置費を含んだ購入費が10万円未満の場合は、10分の1の額で千円未満は切り捨てる。
- ・対象家電は台数に制限なく、家電を令和4年12月2日から令和6年3月31日までに購入・設置した場合に適用する。

○積算根拠

【歳出】

負担金、補助及び交付金 7,000 千円

10,000 円×700 世帯=7,000,000 円

【歳入】

ふるさとづくり基金繰入金 4,000 千円